

様式第三十二（第12条関係）

認定新事業活動計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
令和5年2月14日
2. 認定新事業活動実施者名
Crystal 株式会社
3. 認定新事業活動計画の目標
ヘルメットを任意等とする特例措置を活用し、以下の目的の達成を目指す。
 - 電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安全・安心に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行う。
 - 電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進。
 - 電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立を行う。
4. 認定新事業活動計画の内容
 - (1) 新事業活動に係る事業の内容
下記(2)に記載するエリアにおいて、一定期間、電動キックボードを利用する権利を付与し、利用者の走行データをGPSを介して収集する。本事業を通じて、電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安全・安心に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行うとともに、電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進を行い、電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立を行う。
 - (2) 新事業活動を行う場所の住所
愛知県名古屋市
 - (3) 規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容
新事業活動計画に従って実施する事業が、次の1)、2)、3)をいずれも満たし、かつ本事業で使用される電動キックボード（以下「小型電動車」という。）が次の一定の基準を満たしていること。
 - 1) 貸し渡される小型電動車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。
 - 2) 貸し渡される小型電動車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会、経済産業省、国土交通省への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。
 - 3) 当該新事業活動を実施する区域として記載された区域内に交通の著しく頻繁な道路がないこと。(一定の基準の内容)
 - ア 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。
 - (ア) 長さ 140センチメートル
 - (イ) 幅 80センチメートル
 - (ウ) 高さ 140センチメートル

イ 車体の構造は、次に掲げるものであること。

(ア) 原動機として、電動機を用いること。

(イ) 15キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。

(ウ) 運転者席は、立席であること。

5. 新事業活動の開始時期及び終了時期

令和5年2月～令和6年4月

愛知県名古屋市



地理院地図 Vector (国土地理院)を加工しCrystal株式会社 作成

特例対象外区間	有
普通自転車専用通行帯	有
自転車道	有

青枠:実証エリア

赤線:特例対象外区間

- 国道19号
中区錦2丁目1番～守山区瀬古十五
- 国道22号
西区堀越町大縄～熱田区神宮2丁目11番
- 国道23号
港区藤前3丁目～緑区大高町南炭焼
- 国道247号
熱田区伝馬町1丁目～南区豊田1丁目
- 名古屋長久手線
千種区覚王山通9丁目～名東区小井堀町
- 堀田高岳線
瑞穂区塩入町19丁目12番～東区東桜1丁目5番3号
- 矢場町線
中区大須2丁目～中区千代田5丁目

ピンク線:普通自転車専用通行帯

- 市道弦月若水線
千種区豊年町3丁目18番～千種区北千種3丁目4番33号
- 県道名古屋多治見線
守山区守山3丁目4番33号～守山区小幡常燈19丁目8番
- 国道19号
中区丸の内3丁目20番15号～東区泉3丁目28番11号
- 市道西藪下塩町線
西区新道1丁目26番8号～西区幅下1丁目6番7号
- 市道豆田町線
熱田区旗屋町405番～熱田区六野2丁目4番1号

紫線:自転車道

- 市道豆田町線
熱田陸橋